

江南区自治協議会部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市区自治協議会条例(平成18年新潟市条例第74号)第10条第1項の規定に基づき江南区自治協議会(以下「協議会」という。)に設置する部会に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 協議会に置く部会及び部会が所管する分野は、次に掲げるとおりとし、協議会の委員は、いずれか1つの部会へ所属する。

| | |
|---------|----------------------------------|
| まちづくり部会 | 道路、公共交通、産業振興、コミュニティ、その他協議会が定めるもの |
| 環境・教育部会 | 生活環境、教育、生涯学習、文化、スポーツその他協議会が定めるもの |
| 安心安全部会 | 防犯、防災、交通安全、地域医療、福祉、その他協議会が定めるもの |

2 協議会が必要と認めるときは、前項のほか、特定の議事を審議及び検討するため、特別部会を置くことができる。

3 前項に定める特別部会の委員構成は、その都度、協議会で定める。

(部会長及び副部会長)

第3条 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に所属する委員の互選によりこれを定める。

(会議の召集及び運営)

第4条 会議は、部会長が召集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 会議は、当該部会に所属する委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

6 当該部会に所属する委員以外の者は、所属する部会以外の会議に出席し、意見を述べるることができる。

(役割)

第5条 部会は、区ビジョンまちづくり計画に係る必要な事項その他部会が必要と認める事項を調査、審議及び検討するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。